百七十四	乳酸菌（有胞子性乳酸菌を含む。）	（新設）
百七十五	ニンジン	（新設）
百七十六	（略）	三十四　（略）
百七十七	バクモンドウ	（新設）
百七十八	ハッカ（セイヨウハッカを含む。）	（新設）
百七十九	ハッカ油	（新設）
百八十	パパベリン	（新設）
百八十一	パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル	（新設）
百八十二	ビサコジル	（新設）
百八十三	ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム	（新設）
百八十四	ヒハツ	（新設）
百八十五	ビフィズス菌	（新設）
百八十六	ヒマシ油	（新設）
百八十七	ビャクジュツ	（新設）
百八十八	ビンロウジ	（新設）
百八十九	（略）	三十五　（略）
百九十	フランダラ皮	（新設）
百九十一	プランタゴ・オバタ種皮	（新設）
百九十二	プロカイン	（新設）
百九十三	（略）	三十六　（略）
百九十四	ベクチン	（新設）
百九十五	ベタイン	（新設）
百九十六	ベタネコール	（新設）
百九十七	ベラドンナエキス	（新設）
百九十八	ベルベリン	（新設）
百九十九	ベンザルコニウム	（新設）
二百	（略）	三十七　（略）
二百一	ホップ	（新設）
二百二	ホミカエキス	（新設）
二百三	ボレイ	（新設）
二百四	（略）	三十八　（略）
二百五	マルツエキス	（新設）
二百六	無水リン酸水素カルシウム	（新設）
二百七	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	（新設）
二百八	メチキセン	（新設）
二百九	メチルアトロピン	（新設）
二百十	（略）	三十九　（略）
二百十一	メチルオクタトロピン	（新設）
二百十二	メチルスコポラミン	（新設）
二百十三	メチルヒヨスチアミン	（新設）
二百十四	メチルベナクチジウム	（新設）
二百十五	メチレンチモールタンニン	四十・四十一　（略）
二百十六・二百十七	（略）	（新設）
二百十八	メビバカイン	（新設）
二百十九	メプリルカイン	（新設）
二百二十	メリロートエキス	（新設）
二百二十一	メントール（ｄｌ－メントールを含む。）	（新設）
二百二十二	木クレオソート	（新設）
二百二十三	モッコウ	（新設）
二百二十四	ヤクチ	（新設）
二百二十五	薬用炭	（新設）
二百二十六	ヤラッパ	（新設）
二百二十七	ヤラッパ脂	（新設）
二百二十八	ヨウバイヒ	（新設）
二百二十九	酪酸菌（宮入菌を含む。）	四十二　（略）
二百三十	（略）	（新設）
二百三十一	リドカイン	（新設）
二百三十二	硫酸ナトリウム	（新設）
二百三十三	硫酸マグネシウム	（新設）
二百三十四	リュウタン	（新設）
二百三十五	リョウキョウ	（新設）
二百三十六	リン酸水素カルシウム	（新設）
二百三十七	レモン油	（新設）
二百三十八	ロートエキス	（新設）
二百三十九	ロート根総アルカロイド	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間におけるこの告示による改正後の一般用医薬品等指定告示の規定の適用については、一般用医薬品等指定告示中「防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤並びにニコチンを含有する製剤を除く」とあるのは、「大柴胡湯に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤並びにニコチンを含有する製剤を除く」とする。

○厚生労働省告示第三百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和九年一月一日から適用する。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎